

JCB一般カード／プラスANAマイレージクラブ、JCBゴールド／プラスANAマイレージクラブ特約

第1条 (本カード) JCB一般カード／プラスANAマイレージクラブ、JCBゴールド／プラスANAマイレージクラブ(以下併せて「本カード」という。)および株式会社ジェーシーピー(以下「JCB」という。)および全日本空輸株式会社(以下「ANA」という。)との提携により、ANAが提供する本サービス(第3条に定めるものをいう。)の機能を付帯したカードで、JCBおよびJCBの指定するカード発行会社(以下「カード発行会社」とい、JCBとあわせて「JCB等」という。)が発行します。

第2条 (会員) JCB等が定めるJCB会員規約および本特約ならびにANAが定める「ANAマイレージクラブ会員規約」(以下「AMC会員規約」という。)および「個人情報の取り扱いに関する重要事項」を承認のうえ入会を申し込み、JCB等およびANA(以下併せて「両社」という。)が認めた方を会員(以下「会員」という。)とし、JCBまたはカード発行会社が本カードを貸与します。

第3条 (本サービス) 1.会員は、AMC会員規約の定めに従いANAが提供するANAマイレージクラブ会員専用機能(以下「本サービス」という。)を利用できるものとします。 2.本サービスの内容については、JCB等またはANAが書面その他の方法により通知または公表します。 3.ANAが必要と認めた場合には、ANAは本サービスの内容を変更することがあります。この場合、ANAは、事前にANAのホームページ等で公表または本会員に通知します。

第4条 (ANAへの個人情報の提供) JCB等は、本項(1)に定める個人情報を、本項(2)に定める目的でANAに提供するものとします。(1)ANAに提供する個人情報 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員が入会申込時に届け出た事項 (2)ANAの利用目的 ①本サービスの提供 ②ANAの宣伝物の送付等、ANAの営業に関する案内

第5条 (届出事項の変更) 会員が、JCB等またはANAに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、すみやかに両社に所定の方法により届け出るものとします。

第6条 (会員資格の喪失) 会員がAMC会員規約に定める会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第7条 (JCB会員規約等と本特約の関係) 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約、AMC会員規約、その他JCB等またはANAの定める規約・特約が適用されるものとします。

<本サービスに関する個人情報開示等の請求方法およびお問い合わせ>

本サービスに関する個人情報の開示、訂正、削除、またはANAの宣伝物等の送付に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

ANAマイレージクラブ個人情報取扱い担当行
〒141-8411 東京都葛飾区新大塚1-1-1 大塚郵便局私書箱20号

カード発行会社が株式会社ジェーシーピーの場合、カード発行会社、JCB等をJCBと読み替えるものとします。

(TK012000・20150601)